



あぶない 違法ドラッグ(脱法ドラッグ)!



今年になって違法ドラッグ（一般には脱法ドラッグと呼ばれます）を使用したことによる事件、事故のニュースが極端に多くなりました。ここでは違法ドラッグについてご紹介します。

違法ドラッグって何？

麻薬や覚せい剤といった薬物は販売や使用を法律で規制されています。違法ドラッグは麻薬や覚せい剤、大麻には該当しませんが、服用や吸引すると、麻薬や覚せい剤を使った時と同じような意識障害、幻覚、興奮、錯乱などを生じる可能性のある薬物のことです。違法ドラッグは麻薬や覚せい剤、大麻と類似した化学構造のものを化学合成して製造されます。この写真のようにカラフルな包装で売られています。



写真は平成24年6月2日厚生労働省発表平成23年度「無承認無許可医薬品等買上調査」の結果についてから引用した。

何が問題？

違法ドラッグを吸ったりすると、幻覚や錯乱がおこり、意識不明となって病院へ救急搬送され死にいたるケースもあります。大阪府警の発表では平成24年度は4月から9月末までに41人が救急搬送されました。違法ドラッグの薬物としての生体影響はほとんど調査されておらず、どのような悪影響があるかわかりません。中には麻薬より強力な作用があるとされる薬物もあります。また、自動車の暴走事故など、自らの健康に悪影響を与えるだけでなく、全くの第3者に苦痛や被害を与えることにもつながっています。20代を中心に若者の間で乱用が目立ちます。違法ドラッグは町にある店舗で「合法ハーブ」の看板をあげて売られているほか、インターネットでも1パック5000円前後で簡単に購入できます。大阪府内には平成24年9月末時点ですで51店舗があります。一時は路上のおもちゃのガチャガチャでも売られました。違法ドラッグを使っているうちに薬物への抵抗感が薄れ、覚せい剤などの薬物への入り口となることも心配されています。

脱法ハーブや合法ハーブとは別のもの？

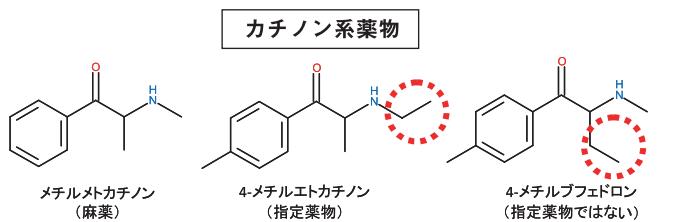
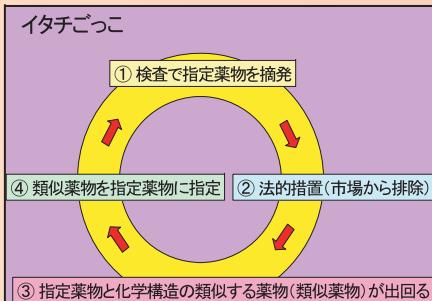
脱法ハーブも合法ハーブ多くのものは違法ドラッグです。脱法ハーブは、乾燥した植物片に化学合成した薬物を添加したものといいます。違法ドラッグは脱法ハーブ以外にも、液体や粉末で売られています。

取り締まりとイタチごっこ

違法ドラッグは2000年頃から乱用されはじめ、これを取り締まるために国は2006年に薬事法を改正し、違法ドラッグの化学成分を「指定薬物」として規制をはじめました。2012年11月時点で90種類が指定されています。製造、輸入、販売などは罰則があります。販売業者は法律による取り締まりから逃れるために、お香やハーブといった商品として、わざわざ「人体への摂取は絶対にしないでください」との注意をしたうえで販売しているなどの問題があります。

取り締まるうえで最も厄介なことは、指定薬物を指定しても、その化学構造の一部を変えて、あらたな化学物質がすぐに出回ることです。化学構造を変えれば法の規制の対象とはなりません。この繰り返しのため、違法ドラッグの取締りは「イタチごっこ」と言われています。

現在、違法ドラッグから検出される成分は、カチノン系やカンナビノイド系の薬物が多く、これら薬物は麻薬や大麻の化学構造に似せて合成したものです。



違法ドラッグの乱用防止のために

違法ドラッグの取締りでイタチごっこが続くなが、国では指定薬物への指定を、より一層迅速にする、国内流通前でも海外で乱用されている薬物を指定する、特定の化学構造を持つ化合物を一斉に指定薬物とする「包括指定」などが検討されています。また、国より早くから条例で規制していた東京都だけでなく、大阪府等でも条例による規制が始まりました。違法ドラッグの乱用を防止するためには、これらの法的な規制も重要ですが、青少年が好奇心から安易に薬物に手を出さないための教育や啓発も重要なと考えます。

(大阪府立公衆衛生研究所 衛生化学部薬事指導課 沢辺善之)

第14回 くらしのサイエンス講演会

大阪市立環境科学研究所・大阪府立公衆衛生研究所 共催

日 時：平成25年1月16日(水)14時～16時

会 場：大阪府病院年金会館・コンベンションルーム(大阪市天王寺区六万体町4-11)

講 演：1.今年のインフルエンザは何型ウイルス？

大阪市立環境科学研究所 後藤薰 (1面に関連記事)

講 演：2.本当にあぶない。脱法ドラッグ

大阪府立公衆衛生研究所 沢辺善之 (2～3面に関連記事)

定 員：150名 (先着順)

参 加 費：無料



<アクセス>
地下鉄谷町線・四天王寺前夕陽ヶ丘駅
3番出口から徒歩1分

申込み方法：お申し込みは、はがき、eメール、ファックスまたは電話で受け付けています。

○ はがき、eメール、ファックスでのお申し込みは、「住所・氏名・連絡先電話番号（ファックスの場合はファックス番号も）」をご記入のうえ下記申込先まで

○ 申込先

〒543-0026 大阪市天王寺区東上町8番34号 大阪市立環境科学研究所調査研究課（企画）まで

電話：06-6771-3042 ファックス：06-6772-0676

eメール seminar-kankaken@city.osaka.lg.jp

○ 申込期限：平成25年1月11日(金)必着 先着150名まで